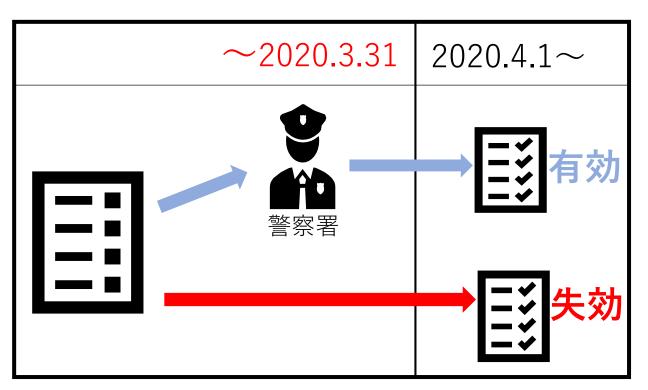
主たる営業所等の届出期限は2020年3月31日までです。

2018年4月25日に公布された古物営業法の全面施行日は2020年4月1日となります。 2020年3月31日までに、警察署へ主たる営業所等の届出をしなかった場合、現在の許可が失効します。



- ・ 営業所が一つしかない場合でも主たる営業所等の 届出が必要です。
- すべての古物商は、主たる営業所等の届出を しなければなりません。
- 古物営業法、主たる営業所等の届出に関する 詳しい内容は、お近くの警察署へお問合せを お願い致します。



届出をされず古物営業許可が失効した会員様は アライオークションにご参加いただけません。

